

道路整備の促進と財源の確保を求める意見書

道路は、市民生活や経済社会活動を支える基本的な社会資本であり、豊かな生活の実現と活力ある地域社会には欠くことのできない社会基盤である。

しかしながら、本市では、名豊道路（国道23号蒲郡バイパス）、一般国道247号中央バイパスなどの幹線道路整備の大幅な遅れと、流入車両の増加により、各所で混雑をつくりだし、自動車交通への依存度の高い当地域においては、市民生活にも支障がでてきているところである。

このため、安心して快適に暮らせるまちづくりの実現と地域産業物流の円滑化を図り、交通需要、安全性、快適性に配慮した道路整備を体系的、計画的に推進するための安定的な財源確保が必要である。

よって、国におかれては、道路特定財源の趣旨を踏まえつつ、地方の実情に即した道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段の配慮をされるように強く要望する。

記

- 1 道路特定財源については、制度の趣旨に基づき、遅れている地方の道路整備を実現するため、極力道路整備の財源として確保をすること。
- 2 今後の具体的な道路整備の姿を示した「中期計画」を作成するにあたり、名浜道路及び国道473号をはじめ、地方が真に必要としている道路整備・維持管理が計画的に進められるような、地方の意向を反映したものとすること。
- 3 地域高規格道路等は、社会経済活動を支えるとともに、災害時の危機管理のための広域ネットワークを形成するものとなるため、これを着実に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月21日

蒲 郡 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
経済財政政策担当大臣

} あて